

答申第 1196 号

諮問第 1856 号

件名：通達に基づき作成した文書の不開示（不存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 7 月 3 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 14 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (ア) 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 7 年 7 月 3 日に愛知県警察本部情報公開窓口を訪れ、愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）で管理する特定の通達に関する文書の開示を求める行政文書開示請求書を提出したことから、処分庁はこれを受け付けた。

このとき、審査請求人が提出した行政文書開示請求書の請求内容は

①令和 5 年務警発乙第 620 号

②①の通達に基づき稲沢署が作成した文書

（請求日現在 ①は本部警務課 ②は稲沢署で管理するもの）

となっていた（以下、この請求内容のうち、「②①の通達に基づき稲沢署が作成した文書」を「本件開示請求」という。）。

##### (イ) 本件請求対象文書の調査

本件請求対象文書は、職員用の特定屋外喫煙場所の運用について記した令和 5 年務警発乙第 620 号（以下「通達乙」という。）を根拠と

して、稲沢警察署が独自に、同署における特定屋外喫煙場所の運用について示した文書であると解された。

このような内容が記された文書としては、所属長が所属における職務運営の基本的事項及び方針その他の細目的事項について部下職員を指揮命令する文書として、愛知県警察行政文書管理規程（平成16年愛知県警察本部訓令第27号）第4条第5号に規定されている署示が想定される場所であるが、通達乙が発出された令和5年12月25日以降の稲沢警察署の署示を確認したものの、本件請求対象文書に該当する署示は認められなかった。

また、本件請求対象文書となり得る署内報といった、通達等を受けてその内容を周知する文書の有無についても確認したが、本件請求対象文書の作成又は取得は認められなかった。

よって、稲沢警察署において本件請求対象文書を管理していないものと結論づけられた。

#### イ 本件処分

前記(1)のアの(イ)のとおり本件請求対象文書を管理していないため、処分庁は、条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、本件処分を行った。

なお、本件開示請求以外の請求内容については、本件処分とは別に決定している。

#### (2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、通達が存在するならば通達に基づき文書を作成すべきであることから、文書は存在するとして、本件請求対象文書の開示を求めている。

しかしながら、通達に基づいて必ず文書を作成しなければならないという定めはなく、審査請求人の主張には具体的な根拠がない。

上述したとおり、本件請求対象文書は作成又は取得されていないことから、本件請求対象文書が存在しないとする本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

#### (3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 4 審査会の判断

#### (1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容を踏まえると、本件請求対象文書は、通達乙を根拠として、稲沢警察署が独自に同署における特定屋外喫煙場所の運用について示した文書であると

解される。

(2) 本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、本件請求対象文書として、署示や署内報等が想定されたが、いずれの文書も作成又は取得は認められなかったとのことである。

当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、通達乙は警察本部から各警察署にシステム上で送達された後、稲沢警察署においては、全員に供覧するようにしており、その後においてもシステム上で常に確認できるようにしていることから、新たに文書を作成する必要がないとのことである。

これらを踏まえて当審査会で検討したところ、本件請求対象文書の存在をうかがわせる事情は認められず、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

令和5年務警発乙第620号の通達に基づき稲沢署が作成した文書  
(請求日現在 稲沢署で管理するもの)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 1 0 . 2 9	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 4 . 2 0 (第 725 回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
8 . 5 . 2 2 (第 728 回審査会)	審議
8 . 6 . 3 0	答申